

国民年金だよ



国民年金付加年金制度のお知らせ

第1号被保険者および任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料（平成29年度16,490円）にプラスして付加保険料（月々400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せし受け取ることができます。

付加年金の受け取れる額は、200円×付加保険料納付月数となります。付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。1か月でも1年でも自由に加入でき、やめることができます。

付加年金納付額と受けとり額早見表

付加加入年数と保険料納付額		付加年金受取額（年額）	2年間で受け取る付加年金額
1年	4,800円 ⇒	2,400円 ⇒	4,800円
10年	48,000円 ⇒	24,000円 ⇒	48,000円
20年	96,000円 ⇒	48,000円 ⇒	96,000円
30年	144,000円 ⇒	72,000円 ⇒	144,000円
40年	192,000円 ⇒	96,000円 ⇒	192,000円

2年間で納めた保険料と同額になりその後はお得です！

後日送付される付加保険料込みの納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

●国民年金保険料を前納で納付済みの場合

後日送付される付加保険料の納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

●月々の保険料を口座振替（クレジット）で納める場合

ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落としされます。ただし、金融機関などへの手続きの關係で、申し出後1か月から2か月は付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めていただく場合もあります。

付加保険料を納める際の注意点

①付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められています。

②月末が土曜日、日曜日、休日などにあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

③納期限を経過した場合でも、期

限から2年間は付加保険料を納めることができます。

④付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

⑤国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができません。

付加保険料の納付を希望される方は、役場窓口でお申し込みください。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 電話 34-2121 内線 413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話 0166-72-5002

場合

●付加保険料の納め方

●月々の保険料を納付書で納める

付加保険料は申し出した月分から納めて頂くこととなります。